

別表十(八)

「11」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十(八)

平二十八・四・一以後終了事業年度分

投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書

事業年度	法人名		
円			円
配	税引前当期純利益金額	12	
当	前期繰越損失の額	13	
等	買換特例圧縮積立金個別控除額の合計額 (別表十(八)付表「5の計」)	14	
の	一時差異等調整積立金の積立額	15	
額	繰越利益等超過純資産控除項目額 (別表十(八)付表「14」)	16	
の	控除済負ののれん発生益の額のうち当期加算額 (別表十(八)付表「34の計」)	17	
計	買換特例圧縮積立金個別控除額のうち当期加算額 (別表十(八)付表「42の計」)	18	
算	配当等の額	6	
	配当崩額	19	
	控除算額	20	
	計	(17) + 21	
	利益超過分配金額	22	
	出資総額戻入金額	23	
	配当可能利益の額 (21) + (22) - (23)	24	
	所得金額合計 (別表四「33の①」)	10	
	支払配当の損金算入額 (9)と(10)のうち少ない金額	11	

金銭の分配の額	1	
みなし配当等の額(出資等減少分配に係る部分の金額を除く。)	2	
小計 (1)+(2)	3	
出資等減少分配の額	4	
同上に係るみなし配当等の額	5	
配当等の額 (3)-(4)+(5)	6	

「11」欄
 投資法人に係る課税の特例を適用している場合※
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の15第1項」
 ② 「区分番号」欄：「00397」
 ③ 「適用額」欄：「11」欄の金額
 ※ 投資法人が平成28年4月1日以後に支払う配当等の額に係る事業年度について記載し、平成28年4月1日前に支払った配当等の額に係る事業年度については、旧別表十(八)に記載しますが、適用額明細書に記載する項目については、別表十(八)、旧別表十(八)であっても同様です。

御注意
 この明細書は、平成28年4月1日以後に支払う配当等の額に係る事業年度(以下「適用事業年度」といいます。)について使用します。平成28年4月1日前に支払った配当等の額に係る事業年度(適用事業年度に該当する事業年度を除きます。)については、この明細書ではなく、旧別表十(八)を使用することになりますので、御注意ください。